

共和政ローマの植民市について

— 研究史の試み（続き） —

石川 勝二

（西洋史学研究室）

（一）

ローマ共和政が前4世紀後半から前2世紀前半〔以後年代は紀元前であるから前を略す〕にかけて建設した植民市は、40を下らず、植民市は、イタリア半島全域に達したと言っても過言ではないほど、この時代の植民活動は活況を呈した。筆者はローマ帝国成立史を描く一助にイタリアにおけるローマの植民市の役割を取り上げたいということを常に考えてきたが、植民市をめぐっては依然としてさまざまな未解明の問題は多くあり、植民市の歴史上の役割を明らかにするだけでも難問であると、言える。差し当り次の諸点を問題として提起したい。

（1）ローマが建設した植民市をラテン植民市とローマ市民の植民市に分けるのは古代の史料が言及している¹、現代の研究によっても一般に認められていることであるからまず問題はないだろう。植民市を二つの型に截然と分けるのはとりわけサーモンの研究に見られる著しい特徴である。² 338年アンティウムに建設された植民市は、ローマ市民の植民市であり、ここにローマ独自の植民市の建設が始まった、と見る。そして381年までに建設された植民市は、すべてラテン同盟との共同の植民活動とみなされるが、338年にラテン同盟は消滅したので、以後この同盟と協力して植民市を建設することは無くなったものの、ローマはこれ以後も、381年以前の植民市に倣って、ローマ市民権ではなく、それより劣るラテン市民権だけをもつ植民市を引き続き建設し、これが4-2世紀を通じてイタリア半島に数多く建設されたラテン植民市であった。以上がサーモンの見解である。

このような植民市の建設は、180年ころまで続き、30余りのいわゆるラテン植民市がイタリア半島の至るところに散らばった。同時にローマは、いわゆるローマ市民の植民市も建設した。この植民市は港や海からの攻撃に対してイタリア半島を防衛する重要な拠点を選んで建設されたと思われ、「海岸植民市」と呼ばれたということはほぼ間違いないであろう。この型の植民市は約10と、ラテン植民市に比べ非常に少ない。数に違いがあったことは明らかであるが、なぜローマ人は2種類の植民市を建設したのか、はたしてどんな必要があったのか。

（2）植民市の目的と機能は何か。目的は経済的なもの、つまり無産者に土地を与えて有産者とするものであったか、それとも軍事上のものであったか。軍事目的があったとしても、植民市はいかなる機能をもったか。そもそも植民市は、人口過剰の問題を解決するため国外に捌け口を求めるといのがギリシア人の植民活動の原因であったことはほぼ認められている。けれどもローマ人に関してこのような目的があったのだろうか。植民者の数は、決して一定して

いない。3世紀までのラテン植民市に関しては、カレスとルケリアには2,500人が、インテラムナとソラそしてカルセオリに4,000人が、アルバとアリミヌムそしてクレモナ・プラケンティアに6,000人が植民者として派遣されたことは、古代の史料が伝えている。しかし残る14の植民市について、記録は残っていない（但しベヌシアについては20,000人という例のない数が伝えられている。しかしこの数字の信憑性については議論が多い。一応除外することも可能であろう）。ところが2世紀前半の植民市については、アクィレイアまでの4植民市が3,000人ないし4,000人の植民者をもったことが知られている。規模が記録されていない植民市も3,000人から6,000人の間の規模の植民者をもったのではないかと推測されている。そうすると、ローマは4世紀から3世紀にかけて、約80,000人以上もの植民者を送り出したことになり、これはおそらく当時としては莫大な数になるだろう。はたしてローマは独自でこのような多数の市民を植民者として送り出せる余裕があったか、またその必要があったのであろうか。

ローマ市民の植民市に関しても、植民者の数が全て分かっているわけではない。2世紀前半のムティナ・パルマ・ルナの各々2,000人を除くと、記録された数字は、すべて300人である。このような植民者の数から植民市の目的について、何が明らかになるだろうか。

ラテン植民市は、その植民者の数からかなり大規模であることが分かり、植民市は多数の貧困市民の救済の役割を果たした、と言えそうである。しかしローマ市民の植民市の場合、その規模から考えて、このような目的があったであろうか。ラテン植民市の住民が、もし普通言われているように、ローマ市民権をもたず、劣格の市民権であるラテン権しかもたず、またローマからは独立した共同体＝国家を営んだとすると、ラテン植民市はローマ市民権の拡大にはならず、ローマのイタリア支配にどんな役割を果たしたか、疑問は依然として残るのである。

植民者は、どの程度の土地の所有が認められていたか。この点についても、現存する記録は全く不十分である。2世紀に北イタリアに建設された植民市を除くと、全ての植民者に与えられ土地の広さは、総体に2～3ユゲラの規模であったのではないだろうか。一家族を養うに必要な土地の広さは7ユゲラという計算もある³。そうするとハンニバル戦争までの植民者は、全く不十分な土地しか与えられなかったことになる。したがって、現代の歴史家は、この割り当て地には、放牧地が含まれなかったとか、別に公有地の利用が出来た、とか主張しているが、何一つ証拠はない。以上のことから、ローマがイタリアにおいて首尾一貫した植民政策を採ったとはとても思えないのである。しかしこの4～2世紀の時代は、ローマがイタリア半島を征服し、統一を完成した時期でもあり、植民市建設はこのローマの事業とは決して無関係ではなかっただろう。ローマ帝国が崩壊したのち再びイタリアが統一されるのは、19世紀の後半になってからである。このようにローマのイタリア統一の事業は歴史上希有の出来ごとであった。したがって植民市とローマのイタリア統一の関係の究明は一層われわれの関心を引く主題である。しかし植民市の目的は何か、どのような働きをしたか、依然として問題は残っている。

(3) ローマは3世紀中葉、第1ポエニ戦争直前にイタリア支配を完成したと言われる。イタリア支配は、植民市の地位に何らかの変化をもたらしたのであろうか。イタリアにおけるローマの地位の変化は、とりわけラテン植民市の地位に影響を及ぼした、という意見と、それを否定する意見が対立している。

(4) ハンニバル戦争がローマの植民政策に与えた影響も決して無視できないだろう。しかしハンニバル戦争後の2世紀前半の植民活動は、かなり複雑な様相を呈していて、未解決の問題も多くある。まず、それまでに存在した植民市から増援隊の派遣を要請する声が頻りに上が

り、ローマはこの要請に答えなければならなかった。次に、従来のラテン植民市の建設も引き続いて行われた。しかしこの型の植民市は、おそらく181年ないし180年を最後にして建設が中止されたと思われる。海岸にローマ市民の植民市が建設されたのは、前世紀と変わるところはなかった。しかしこの型の植民市で、内陸に建設されるものが新たに見られるようになる。しかも従来この型の植民市は、300人の植民者を擁するだけの小規模であったのが、2,000人を越える大規模な植民市も登場するようになり、ラテン植民市の建設が中止されたこととあまって、ローマの植民活動に何か変化があったことを窺わせる。2世紀の植民市建設について、ラテン植民市建設の中止と大規模なローマ市民の植民市建設の間に深い相関関係があったか。さらにローマ市民の植民市の建設は2世紀後半に至って疎らになる。この時代は打ち続く海外征服戦争の影響でローマ市民の没落、無産者化が大きな社会問題となって、ついにグラックス兄弟の改革運動に至るローマ史のなかでも激動の時代である。もし無産者の問題が大きな社会問題であったとすれば、当然植民市建設がその問題の解決に役立ったはずである。しかし実際には逆にこの時代ラテン植民市は全く建設されず、ローマ市民の植民市もむしろ少なくなっている。貧困市民の増大という社会問題の激化と植民市建設とは符合するどころか、逆の方向を向いていると言える。このように2世紀の植民市についても難問は数多くあると言える。前回はサーモンとガルステレルを比較した。サーモンは言う。カレス（334年）以後のラテン植民市はイタリア半島へのローマ勢力の拡大であり、植民市は「帝国の要塞」として、ラティウムを越えて、中部イタリア、カンパニアへと征服地に拡大した。ついで第3サムニウム戦争の勝利とピケスム征服後、アドリア海岸にも建設されたように、植民市は拡大したローマの領域の防衛を任務とした。したがってラテン植民市の役割は、軍事的機能をもつものと言えよう。植民者は従軍能力を欠く無産市民から成り、ラテン植民市に定住することによって従軍義務を負う兵士になった。ラテン植民市の目的は、ローマの無産市民を従軍可能にする方策であった。ガルステレルはローマ市民の植民市の軍事的機能を否定する。それはこの植民市があまりにも小規模であった、と言う理由からである。この植民市は、「ローマの真の似姿 *simulacra*」としてきわめて象徴的な意味しかもたない存在で、「政治的なローマ化のシンボル」であった。ラテン植民市の軍事的機能を主張するのは、サーモンと同じと見てよいだろう。しかしガルステレルはラテン植民市の植民者はローマ市民・ラテン人からだけでなく、周辺の現地住民や被征服民も植民者として受け入れられた、と主張した。すなわち植民市には建設後の数十年間まちががなく比較的多数の先住民がいたにちががなく、かれらは完全ではないとしても社会的・法的・政治的に新しい共同体に吸収されたと認めてよい、と言う。ガルステレルは、ラテン植民市の機能は敵の侵入に際して要塞として働くという軍事的機能を持ち、とりわけ戦略上の重要な拠点を形成し、常に動員可能な軍隊をもつ国家として建設された、と主張する。

ガルステレル以後のローマのイタリア支配の研究としてサーモンとハントスのモノグラフが相次いで出た。しかし両著についての評価は必ずしもよくない⁵。それはさておき、ハントスの難解な研究を今すぐ批判的に扱うのは筆者の能力を越える仕事である。ガルステレルやハントスなどのドイツの研究を消化して自らの研究に生かすには筆者にとってまだ時間を要す。そこで今回は、イタリアの研究を中心に、最近の学説を回顧してみた。

(二)

フラッコロ「ローマ支配下イタリアの政治組織」(1933年)⁶は、ローマのイタリア支配の歴史を通覧しつつ、それぞれの重要な段階の意義を年代を追って論じている。王政時代と王政転覆後のローマとラティウムとの関係、カッシウスの条約、ラテン戦争後のローマとラティウムとの関係、ローマの征服と *cives sine suffragio* 制の意義、最後にラテン植民市の意義である。フラッコロは、ローマがイタリアを政治的に組織化しえたのは、連邦組織に依拠したからではなく、都市国家の機構に立脚したままでなしえたから、いかにしてローマがその歴史の最も早い時期から、近隣のラテン人その他のイタリア人をその国家に編入しえたかを観察する必要性を唱え、都市国家が拡大する上で必ず経なければならなかった過程を克明に追求する。以下はその要約である〔要約は、以下のどの論文についても、重要な論点の大意を述べたものである〕。

ローマは、すでに王政の末期に全ラティウムに対して優越権を行使しようとした。優越権は、王政の転覆によって一時的に後退したが、カッシウスの条約によって、ラティウムにおける以前の地位を維持することに成功した。カッシウスの条約は、条約を締結した国民の国家形成であった、とすることはできない。加盟都市の間で相互に土地を獲得することが可能であったように、相互的な関係がローマとラテン人との間にあった。ローマ人、ラテン人、ヘルニキ人が同一市民権をもったことはあり得なかった。ローマがラテン人問題をラディカルに解決したのは、340年の反乱を契機にしてであった。すぐ近くのラテン都市はローマ市民団に編入され、完全市民権をもったと思われる。同盟はローマと個別に条約を強制された、少数の比較的遠くの都市に限られ、連邦の形式は大幅な後退を余儀なくされた。これが338年の新秩序であった。ラテン人以外に対してもローマは優越した立場を確保した。354年にサムニウム連盟と友好条約を結び、政治的視野をラティウムを越えて拡大した。エトルリア人とは、相次ぐ戦勝によって平和を実現した。351年のタルクィニア・ファレリとの戦争は、40年の平和でもって終了した。カエレはすでに353年に100年の平和を結んでいた。カエレは338年以前にローマに編入され、Veliterniもこのときにカエレ人と同様に *cives sine suffragio* に変えられた。アンティウム人とブリウェヌム人も同様の扱いを受けたと思われる。この *cives sine suffragio* は合併の新しい制度で、1つの共同体とその領土を政治的に支配する一形態と見ることができる。敗者は消滅しないが、同盟は否定されたわけである。*cives sine suffragio* は、ローマ国家の一部を構成する市民 (*cives*) であり、その自由と財産を保証されたが、政治的には一方的にローマに臣従しなければならず、リキニウス＝セクスティウス法以前のローマの平民より悪い地位であった。モムゼン以来の「半市民」の概念を適用するのは相応しくない。同盟は326年にナポリの外国系ギリシア人との条約、そして少し後にアプリアの諸都市とのさまざまな条約によって認可されたにすぎなかった。こうして *cives sine suffragio* はローマの直接支配下に入った領域の一塊を成し、同盟市戦争に至るまで、Selva Ciminia からベスビオまで拡大したローマ国家の中核を形成した。

フラッコロはローマの領土の伸長も、ローマ市民権の拡大もともに急速に発展しなかったのは伝統的な都市国家の観念に忠実な元老院の政策に原因があった、と次のように主張する。

338年から50年の間にローマが直接支配した領土は、基本的には地理的境界線によって区切られた。ローマ国家は同盟市戦争まではそれ以上に拡大しなかった。ハンニバル戦争後、ロー

マは反乱を起こした南イタリアの諸都市を罰し、巨大な領土を没収して公有地に変えたが、しかしグラックス兄弟まではこの地域にローマ市民権は拡大されなかった。エトルリアでも状況は同じであった。ローマは3世紀の前半に、Talamone 付近に至るいくつかの都市の領土を併合したが、それはローマに近い海岸を支配しようとしたためであった。ローマの領土は北東の角において、つまりピケヌムとガリアの土地（ポー河の全地域）と北部サビヌムへの伸長をみせた。この領土の伸長は、ローマの貴族層——都市国家の可能性の観念、直接支配の拡大を信じない——と違って、土地を渴望する農村の民主主義者の征服であった。その運動の指導者の一人がマニウス＝クリウス＝デントゥス、農民の指導者、大胆で、もっとも民衆的な指導者であった。かれは、4世紀に国家の指導層に到達した精力的な新人らしく、騒々しい連中の先頭に立って元老院と激しく対立した。これは数少ない史料に記録されている珍しい例である。クリウスは296年のコンスルとしてアドリア海までの全サビナを征服し、併合した。かれは農民のために被征服者から土地を没収したのである。

フラッコロは民主派が土地配分を推進し、元老院は植民市建設を促進したと言う政策の違いを明らかにする。民主派の動きに対し、元老院はセナに小さなローマ市民の植民市を建設することに同意しただけで、268年になってやっとピケヌムの併合を同意し、次いでガリアの土地の防衛のためにアリミヌムにラテン植民市を建設したのは、貴族主義的な元老院が遠く離れた土地にローマ市民権とローマの私有財産を拡大することに強く反対したことを示していると言うのである。民主派は、232年デントゥスの後継者ガイウス＝フラミニウスの「ガリアの土地」の分配、223年の最初のポー河渡河、フラミニウス街道の建設と、農村の平民の要求をつぎつぎと実現した。イストリア人に対する戦争もマルクス＝ミヌキウス＝ルプス、保守的貴族ファビウス＝マクシムスの敵、によって221年に始められた。民主派の理想は123年にガイウス＝グラックスによる海外植民市、118年のナルボにおけるアルプスの彼方の植民市へと発展させられ、海外植民市はカエサルをもって勝利を収めるだろう。しかし貴族層は依然として、古いローマ市民の国家の統治を保持しようと努力した。サビナからピケヌムまでの広大な地域に3つのトリプスが設置され、トリプスの数はそれ以後増えなかった。cives sine suffragio は、既存のトリプスに長い間かけて登録され、政治的権利を得た。

同盟国、Cives sine suffragio、ムニキピウムそして属州がローマの支配体制に果たした役割を、フラッコロは次のように総括する。

同盟国は、物質的にも精神的にも、多くの利点をもった。かれらはローマ国家のメンバーとしての対外的に有利な地位と特権によって、経済的に発展する利益を享受した。しかし自治の尊重、aequitas 等に基づいて、ローマ＝イタリア連邦を牧歌的に描くことは、歴史的に見て間違っている。イタリア人同盟者は、ローマの決定に従い、ローマの勝利のために戦わねばならない存在であった。かれらは、ローマが余儀なく委ねた行政上の自治権にはひどく満足した。

Cives sine suffragio およびラテン都市の併合によって生まれたムニキピウムの組織は、都市国家の新しい条件への適応を示すものであった。ムニキピウムの起源は今日なお明らかでないが、4世紀の半ば以降、ローマは編入した都市を行政的に組織することを断念したのだと示したことになる。同盟国戦争へ至るまでのムニキピウムという形の自治の拡大は、恩恵と感じられただろう。この組織の中には確かに自治的な地方分権の原則が見られる。ムニキピウムの自治は、都市国家が明らかに国境の外にその行政を拡大できなかったことを自認したも同じである。都市国家は、顕著に拡大した領土を整備する行政上の装置をもたなかった。属州の制度

もまたそれに相応しい行政上の装置を生まなかった。ローマは、すでに存在した都市の諸機構と政務官職を利用しただけで、ローマからある距離の外に住む市民に行政を委ねた。

こうしてローマは、都市国家として拡大し、その固有の領土は、偽連邦のイタリア国家と言う形態をとった。この国家の軍事的防衛のために配置されたのが植民市であった、としてフラッコロは植民市の役割を次のように述べる。

都市国家の防衛は一般に市民の徴兵に委ねられ、市民の徴兵はいつか限界に達したであろう。拡大したローマの国境を防衛するのが植民市の目的であった。海上の国境は敵の艦隊の不意打ちを受け易かったので、適宜ローマ市民の植民市を海岸の要衝に配置した。この植民市を構成したのは300人の守備隊で、駐留を義務付けられ、家族と共に住み、私有地と共同地および自治制度をもった。この植民市は海岸の防衛のためにだけ用いられた。艦隊の通常の攻撃を撃退するのに堅固な城壁と300人の守備隊で一時的には間に合った。陸の国境の防衛には、多数の守備隊を必要とした。軍事力の分散は危険と感じられたので、植民者に軍団勤務を免除したが、何千人もの市民に免除を認めることはできなかつたので、ラテン植民市の建設に頼った。ラテン植民市は固有の領土を持つ自治共同体として組織され、数千人の守備隊が守る要塞であった。植民市の市民軍の中核は植民市自身とその場所で確保できる人々であった。植民者はローマ市民団の出身者で、新しい自治共同体の構成者として軍団勤務を免除された代わりにローマ市民でなくなった。植民者は優遇された同盟者、ラテン人と同じカテゴリーに位置付けられ、ローマ＝ラテン連盟の最古の植民市に類似したのでラテン植民市の称号を持った。ラテン植民市は、*simpolitia*の権利、つまり古いラテン連盟に与えられた、例えばラテン人が植民市に息子一人を残してくれば、ローマに転居しローマ市民権を獲得できる権利をもった。植民市は、守備隊として常に団体を保つことをローマに確約しなければならなかつた。

334年(カレス)から291年(ベヌシア)までの間に建設された12の植民市は、ローマ国家の周縁に配置され、とりわけサムニウムに相対する要塞のベルトを形成した。地形および軍事目的を考慮したこの植民市建設の目的は明瞭である。

次のような植民市の配置も明白に軍事的目的を示した。サムニウムに対して南から北へ整然と並ぶサティクラ(313年)、カレス(334年)、スェスラ(313年)、インテラムナ(312年)、フレグラエ(328年)、ソラ(303年)。フキヌス地方からローマへ向かう出入り口を守るアルバ(303年)とカルセオリ(298年)。ティベリスの谷の出入り口は、ナルニア(299年)とかなり後のスポレト(241年)が守った。他方ストゥリウムとネペトはチミニ山脈の線を監視した。アリミニウム(268年)はガリアの土地への出入り口を防衛し、ハドリア(290年ころ)とフィルムム(264年)はビケヌムとベッスティニ人の土地を守備した。その後のラテン植民市もローマ＝イタリア国家として形成された国家の軍事的防衛を引き受けた。ルケリア(314年)とベヌシア(291年)の20,000人の大植民市は、サムニウムの背後に聳え、サムニウムが連邦に加入する以前アプリア人の同盟者を保護する特別重要な位置を占めた。古いラテン植民市が、ローマ国家の周縁にあったように、新しい植民市はローマ＝イタリア国家の周縁にあったが、時にはローマの土地と連結して、また時には連結しないで、存在した。かくしてイタリアの東海岸の港を守るブルンディシウム(264年)、南エトルリアの海岸防衛の双肩コサ(273年)、ポー河中流とピエモンテの門を防衛するクレモナとプラケンティア(218年)、ポー河下流防衛のボノニア(189年)、同盟したベネット人の領土とイタリアの東の陸上の門の防衛のためのアクィレイア(181年)、リグリア人に対しトスカナを守るルカ(180年)、と言うように一層拡大した。ラテ

ン植民市はイタリアのローマ化にもっとも貢献した。しかしこれは結果であって、目的ではない。目的は常備軍をもたない国家の国境の守備隊であった。ラテン植民市の建設は同時に農民階級とローマのプロレタリアのかなりの部分の土地の飢餓を満たし、彼等の不満を宥めて服従させ、政治からは体よく排除した。またローマは現場で必要とされない時には、ラテン植民市の軍事力を自由に使うことができ、植民市の軍隊を同盟国分遣隊と一緒に従軍させた。これはローマの政治的な天才と才覚を示しただけでなく、豊かな成果を生んだ方策であった。

以上のフラッカロの論を要すると、都市国家ローマの緩慢ながら着実に進んだイタリア支配を維持したのは、*cives sine suffragio* と *ムニキピウム* という巧妙な支配の装置、そしてラテン植民市の軍事的機能であった、とすることにならうか。注目しなければならないのは、ローマが都市国家のままで拡大し、しかも拡大した都市国家ローマが支配体制の確立とその防衛のため講じた手段を詳細に述べた点である。このようなイタリア支配体制を偽連邦と言う概念で捉えること、植民市をこの国家の防衛の目的にはっきりと位置付けていること、植民に土地の飢餓に苦しむ市民の救済と言う目的を全く認めないわけでないとしても、それはあくまでも本来の目的ではなかったと言うこと、そしてまた植民市はイタリアのローマ化に貢献した、と認められるが、植民市のそのような機能はもともと目的ではなく、いわば結果であった、と明快に主張したのはフラッカロの功績であらう。

(三)

ベルナルディ「前338年からグラックス兄弟時代までのローマの人口増加とラテン植民市の建設」(1946年⁷)は、ラテン植民市の建設とローマの国勢調査のデータと比較して、ローマの植民活動が人口の生命力といかに深くかかわっていたかを明らかにした興味深い論文である。以下、ベルナルディの論を見てみよう。

ラテン戦争の終了は、ローマ人に巨大な領土の拡大と、ローマ市民の住民の増大と言う結果をもたらした。ティボリ、プラエネステ、340年以前に建設された8つのラテン植民市を除いて、ラテン人はローマ市民になった。ウォルスキ人の大部分 (*Fondi, Formia, Velletri, Priverno* の諸都市) と殆どすべてのカンパニアも同じ運命を辿った。これらの領域の住民は投票権なきローマ市民権を与えられ、多数のローマ市民を増やした。続くほぼ30年間、領土の増大はなかったので、36年間 (334-298年) に11ものラテン植民市 (カレス、ルケリア、フレゲラエ、スエッサ、ポンティア、サティクラ、インテラムナ、ソラ、アルバ=フケンス、ナルニア、カルセオリ) が建設されると言う壮大な植民は、このようにして可能になった。ローマ市民団の中から新しい居住地に赴いた数の総計は推計することができる。カレスとルケリアが、各2,500人、インテラムナ、ソラ、カルセオリが各4,000人、アルバが6,000人と伝えられている。その平均を3,500人とする、総計は38,500人になる。この植民者は、ラテン戦争以前の植民市の市民、ローマ市民団と同盟国の市民から、つまりラテン同盟の解体後、理論的にローマ市民団に編入された人々、その他独立したラテン都市や植民市の市民から成り立っているので、新しい植民市はローマ市民の著しい増加をもたらしたのではなかった。植民市は前哨地点の守備隊を構成したにちがいない。時には監視と攻撃の基地として敵の領土の真っ只中に楔のように打ち込まれた。植民市はもっぱらローマ市民、同盟国の市民、そして信頼できる人々をもって構成されたにちがいない。その証拠はラテン植民市がピュロスの侵入の危機の時代にも、

ハンニバル戦争の間にも決して変節しなかったと言う事実のなかに間接的に見られる。そして209年のコンスルは12植民市の使節に、分遣隊提供の拒絶を思い留まっていつものように軍事的負担の義務を果たすよう求めた（なぜならこれらの植民市は、戦争中に被ったてひどい損害によって国力を消耗したから）時、コンスルはかれらのローマ起源に訴えたのである。

ラテン戦争終了後、ローマ領に統合されたラティウムにおいて、植民者として送り出すことができた人口をベルナルディは次のように計算する。

340年のケンススの数字は150,000人であるので、353年に投票権なきローマ市民に編入されたカエレ人、ラテン戦争後投票権なきローマ市民になった Fondi, Formia, Velletri, Priverno のウォルスキ人ら（その領土はペーロッパホによって凡そ2,500平方キロと見積もられ、ローマ領全体における武装可能な市民と同じ密度であったとすると、その数は57,500人）は除外されたとしても、ローマ人と消滅したラテン同盟のラテン人の武装可能な市民92,500人が残る。これにティボリとプラエネステ（依然として独立していた）のラテン人、340年以前に建設されたすべてのラテン植民市の市民が加わる。ローマ領と等しい人口密度があったと仮定して、ペーロッパホの計算を根拠にその領土の広さ（1,700平方キロ）の人口を見積ると、 $23 \times 1,700 = 39,100$ の武装可能な市民となり、これにローマ市民92,500人が加わり、合計で131,600人の武装可能な成人男子がいたことになる。36年の期間に38,500人のユニオレスを、すなわち毎年1,000人以上を、新しいラテン植民市の建設のために提供してもその生命力を失うことはなかった。

3世紀になっても、植民市建設のリズムは変わらず、人口も持続的に増加した。確かにローマの領土は、この間に著しく増加した。そしてケンススの数字も262,321人と340年に比べて112,000人以上の増加を示した。268年以後、著しい領土の増大はなかったものの、ローマ＝ラティウムの人口は、依然として増え続け、新しい大規模な植民市の建設を可能にした。291年、サムニウムの背後の前哨地点、ベヌシアに植民市が建設され、289年にはプラエトッティ人の領土にアドリアが建設された。ベヌシアに派遣された植民者20,000人という数字は混乱している。多量の間を一塊にして、道路網が未整備の時に、遠く離れた植民市に配置したとは考えられない。（家族を含むと、最小限60,000人にもなった）。2,000人の初めての例かもしれない（マニユスクリプトの誤りかもしれない）。アドリアの植民者の数は伝えられていないが、先行の数字、2,000人から6,000人までの間と推定できる。3世紀の最後の植民市プラケンティアとクレモナは、植民者の数が伝えられている数少ない例で、各6,000人であった。3世紀の植民者は4,000人と6,000人の間であった。アドリアは4,000人の植民者をもったと思われる。ローマ＝ラティウムの人口は、わずか3年の内に2つの植民市のために、各6,000人の住民を割くことができた。288－7年のケンススは、サムニウム戦争やガリア人とサビナ人との戦争で被った損害にもかかわらず、272,000人の数字を記録する。約1,000人の増加である。280－79年は、287,000人で、15,000人も増加である。276－5年は、271,224人で、逆に16,000人の減少を記録した。ピュロス戦争の損害が原因であった。

265－4年のケンススは292,234人、前回に比べて21,000人の増加を記録する。この増加は、投票権なきローマ市民の自然の人口増と、268年に編入されたピケヌム人の寄与の結果かもしれない。かれらは征服されたと言っても、その数はおびただしいものでなかった。10年の短期間に多数の植民市が建設されたことは、ローマ＝ラティウムの住民の変わらぬ生命力を示した。植民者を供給したのは、ローマ＝ラティウムの住民であった。リミニ以後の12のラテン植民市では、私法の領域とローマ人との関係において、特権が抑制された新しい組織が僅かに見られ

るように、元老院は以前の植民市よりしっかりと植民者を縛り付けることを目的とした。かれらは、説得されて新しい国家へ赴いたとはいえ、同時に祖国とのより堅い絆を望んだのであり、こうしてローマのイタリア支配の潜在的力になった。それ以来ラテン権はローマ市民権の不完全な形態を構成するようになった。

第1 ポエニ戦争の前後は、人口の最も生命力旺盛な時代であったのに、第2・第3サムニウム戦争やピュロス戦争のそれ以上の際疾い時代に見られたような活発な植民市建設はなかった。263年のイセルニアの後、244年になって、つまり20年の中間期を挟んで、ブルンディシウムが建設されている。植民市建設の中断は、人口の自然増が見込まれたにもかかわらず、戦争の最も重大な時期に被った損害を埋め合わせられなかったことを示す。実際、247-6年のケンススは、241,712人で265-4年のケンススに比べて50,000人の減少を記録した。けれども2つのケンススの間に、フィルムムとアエセルニアが、戦争の最初の2年の間に建設されたこと、241-0年のケンススが260,000人と20,000人の増加を記録したこと、2つの重要な植民市ブルンディシウム（244年）とスポレット（241年）が建設されたことは注目し得る。ピュロス戦争後と同様に、植民市の建設は即時に再開された。

しかしこの再開が長続きしなかったのは、ローマ市民団が以前のようなリズムで増加しなかったからであろう。234-3年のケンススは270,713人で、前回に比べてかろうじて10,000人の増加。225年のポリュビウスのリストは動員可能な市民の軍隊を273,000人とする。この6年間に、かろうじて3,000人の増加があったにすぎない。この中断期に植民市は1つも建設されなかった。重大な戦争もなかった。ローマ＝ラテン人の市民団はカルタゴ人との大規模な戦争を続行する力を明らかに示したとはいえ、大規模な植民市建設は再び起こらなかったのみならず、ハンニバル戦争という人口の大出血によって発展は阻まれた。

232年、フラミニウスのガリアの土地をローマ市民個人に割り当てる植民政策は、ローマ市民団の余った人口を吸収する必要から生じたであろうか。234-3年と225年の間の人口の増加が少なかったのは、確実である。元老院が全力でこの植民計画に反対したのは、この土地の利用を諦めたくないというエゴイズムより、ローマ市民の領域は、集合していなければならない、一定の限界を越えて拡大してはならない都市国家の観念に従ったためであった。いつも伝統的な慣習に忠実な元老院は、ローマ領の周辺にラテン植民市を建設し、余剰人口をそこに配置し、防衛を強化する方を好んだのである。他方プロレタリア化したローマ市民にとって、市民権を失うのは余りにも惜しい時代となっていたので、土地の飢餓を比較的近い所で満たし、ローマ市民の特権を保証したフラミニウス法に賛成した。元老院の植民政策は、個人の利益を国家に従属させるという目的をもったのに対し、フラミニウスの土地配分は国家の財産を個人の利益に充てるものであった。ガリア人からポー河渓谷の巨大な領土を手に入れるや、元老院は伝統的な政策に戻り、各6,000人という巨大な植民者をもつプラケンティア・クレモナの建設に取り掛かった。政治的優越を防衛する前哨基地は、ついに北イタリアに到達した。同じ年に始まったハンニバルのイタリア侵入にさいし、2つの植民市はいかに元老院の政治が用心深く賢明であったかを立証した。けれども選抜された植民者はこのように遠く離れた場所に配置されることを好まなかった。コンスルはハンニバルがエプロ河を越えたと知って1ヶ月という期間を定めなければならなかった（Pol. III 40, 4）。植民者は、フラミニウス法によって配分された土地のように、もっと近くの、危険に晒されていない土地を望んだことは明らかである。

338年からハンニバル戦争までのラテン植民市は、23に達した。植民者の平均は3,500人から

4,100人にもなる。116年間（334年から218年）にローマ市民団から切り取られたユニオレスの全体は80,500人に上り、毎年約700人となった。これがハンニバル戦争までの植民活動の全体であった。

ハンニバル戦争後の状況は次のようになる。ハンニバル戦争による国力の消耗は、225年のケンススが、273,000人を、204-3年は214,000人を記録したことから明らかであるが、ローマは既存の植民市に生じた欠員を満たすことはできた。ナルニア（209年に人口の枯渇の注意を喚起した12植民市の1つ）には、199年、補充の新しい植民者が送られた。「ある人々が、かれらの中にすでに混ざりあっていること、あたかもかれらに属していないのに植民者のように振る舞っている。」（Liv. XXXII 2,7）と、ナルニアの民族的一体性を失う危惧の訴えが認められた。ローマはコサのために1,000人の植民者しか見いだせず、「プブリウス＝コルネリウスとティトゥス＝センプロニウスが執政官であった時より後に敵であった人々は誰一人としていないように」（Liv. XXXIII 24,8）という条件をつけて同盟国から選抜することを認めた。ラテン人はそれほど人口減少の危機に見舞われていた。ベヌシアの「植民者は戦争によって激滅していた。」（Liv. XXXI 49,6）し、プラケンティアとクレモナの植民者は、戦死あるいは病死のために、あるいは近くに住むガリア人に嫌気して植民市を放棄した。190年にプラケンティアとクレモナは6,000人を分けあった（Liv. XXXVII 46,10）。このことは人々が遠く離れた、危険に満ちた土地に定住する気をなくしていたことを示し、ますます多くのラテン人がローマに帰ろうとしたという証言と一致する。戦利品と属州の搾取によって富んだローマは、プロレタリアーによりよい生活と大きな特権を許した。窮乏した平民にとって、土地を手に入れるということは以前ほど差し迫った問題ではなくなった。むしろローマは、新しい戦略問題の解決を迫られ、領土の遠い周辺を強化するため重要な拠点にラテン植民市を建設する必要から植民者への配分地を非常に増大させ、最も有利な条件を提供した。ブルティウムのコピア（193年）とウィボー（192年）のラテン植民市の規模（3,300人と4,000人）は、前世紀に比べて著しく劣ったが、配分地は格段に増加した。土地が豊かということで名付けられたコピアでは、歩兵に20ユゲラ、騎兵に40ユゲラ。ウィボーでは各々15ユゲラと30ユゲラであった。ローマ市民の植民市の配分地も、183年のサトゥルニアにおいて、10ユゲラに増加した。ポロニアの場合、歩兵には50ユゲラ、騎兵には70ユゲラが配分された。けれども植民市に定住したのは、3,000人に過ぎなかった（Liv. XXXVII 57,7）。植民者を欠いていたためではない。189-8年のケンススは258,318人で、3つの新植民市のための10,300人を引いてもかなりの増加ぶりを示した。有利な条件にもかかわらず、ラテン植民市は嫌われたのであろう。元老院は、ラテン植民市と同じ特徴をそなえ（植民者、2,000人）、始めからローマ市民権をもったローマ市民の植民市の建設に着手した。すでに当時ローマ市民権はそれほど重要と考えられたし、プロレタリアーはローマ市民権を放棄するのを嫌がったと思われる。ローマ市への人口の流入はいよいよ激しく続いた。186年南イタリアの視察を完了したコンスルのポストゥミウスは8年前にローマ市民をもって建設した海岸植民市シポントゥム・ブクセントゥムが完全に放棄されたと報告した（Liv. XXXIX 23,3）。元老院は187年に、植民市の要求に答えて、不法にローマ市民になっていた12,000人以上を植民市に送還すると決定し（Liv. XXXIX 3,6）、この動きにブレーキをかけた。179-8年のケンススの数字はこの効果を強く感じさせる。10年前より、数千人しか減少していない。その間にラテン植民市アクィレイアが建設されている。この最後のラテン植民市は、驚くべき条件で建設された。歩兵に50ユゲラ、百人隊長に100ユゲラ、そして騎

兵に140ユゲラの配分地が与えられた。ラテン植民市とするかローマ市民の植民市とするか元老院で長く議論されたのはその戦略的要衝という位置のためであり、イタリアの弱体の東部国境の防衛のために、結局ラテン植民市と決定された。181年、ピサ人が提供した領土に、ラテン植民市を建設する議が持ち上がった。その場所は辺境地帯にあり、残忍なりグリア人の執拗な攻撃に対する要塞であったにちがいない。しかし建設はされなかった。その代わり177年、ルナにローマ市民の植民市が建設された。ローマ市民団によるラテン植民市の建設の中断とともに、人口は増加した。ケンススの数字は、かなりの増加を記録した（174-3年の269,015人。169-8年の312,805人。164-3年のは337,452人）。ラテン人のローマ帰還も引き続き起こった。177年、元老院は植民市に一人の息子を置いて来る者だけにローマに帰ることを認めた。しかし元老院はプロレタリー救済のための植民市建設を行わなかったところを見ると、かれらの経済状態は決して劣悪ではなかったようである。イタリアの人口は、グラックス兄弟の時代まで減少を続け（159年、328,306人。154-3年、324,000人。147-6年、322,000人。142-1年、327,442人。136-5年、317,993人）、ラエリウスの農地改革の提案、メテルス=マケドニクスの男に結婚を強制する法の提案などがあったが、人口減少の問題は重大であるだけに解決はむずかしく、袋小路にあった。革命的な行動によってのみ抜け出せただろう。この行動の支持者は貴族層の内部から出たにちがいない。ティベリウス=グラックスはスペインに赴くとき、エトルリアの痛ましい光景とママンティアでの生気のない軍隊とを目撃したとき、それはローマ市民団内の人口現象の悲劇的な結果である、と考え、農民層の再建の機が熟したと見て、デマゴグの激烈さと公平無私そして激情をもって再建に取り掛かった。しかしティベリウスにせよ、弟ガイウスにせよ、その目指したものは、ローマが直面した問題を解決するには、程遠い改革であった。その目標と行動は所詮ローマの貴族層の域を出なかった。2世紀のローマが直面した諸問題を解決するためには、伝統的な貴族層とは全く異なる思考と行動を決意した人物によってこそ達成されなければならなかったし、事実その通りになった。

(四)

トレリ「最古のラテン植民市の歴史的問題」(1979年⁸)によると、ローマのイタリア支配の基礎になる3つの基本組織があった。第1は、ムニキピウム。これは征服された共同体の部分的な編入であった。第2は、ローマ市民の植民市。これは次のラテン植民市の型を基本とするローマ人の植民市である。第3は、ラテン植民市。新たに征服した土地にラテン同盟の参加によって植民市を定期的に建設した古い方策 *Priscae Latinae Coloniae* を受け継いだものである。ローマ人はラテン植民市を国家の新しい要求に利用し、適応させた、としてトレリは、ラテン同盟解体後のラテン植民市の特色を次のように述べる。植民市建設は被征服民から没収し、公有地とした土地を再分配することであり、植民者は、主にローマ市民と古いラテン植民市の出身者から構成されたが、土着の人々も時に植民市に参加が認められた。この地方の、ないし外国の共同体の中核を構成した人々のラテン植民市参加は、始めから認められ、後に一層明確になった。

植民者の配分地の広さが異なったのは何故か。トレリは次のように主張する。

植民者は、個々の土地の小区画を、森林や自由に処分できる放牧地で補完された。一般に、ラテン植民者に割り当てられた土地の量は、ローマ市民の植民者に配分された量よりもはるか

に多かった。土地の量は、時が経つにつれて、徐々に増加する傾向にあったので、植民者は、ローマ市民権およびローマ市居住権の特典の放棄をそれほど嫌がらなかった。ポエニ戦争以前の時代、ローマの発揮した魅力は、決して大きくなかったので、人々はラテン市民権に固有の条件、完全な行政上の自治権、固有の法と国制と、もしその地方の経済状態が許すならば銅貨・銀貨を鑄造する完全な権利の方をはるかに有利と考え望んだのであった。具体的には、植民者は、植民市の建設と同時に、ローマ市民権とは相容れない固有の市民権、ならびにトリブトゥムの免除、亡命の権利、ローマ市民とのあいだの通商権および通婚権、そしてローマへの移住とともにローマ市民権を獲得する潜在的な権利などの各種の権利を得、失ったローマ市民権を埋め合わせる事ができた。植民市は、他のラテン人共同体と相互関係を否定されたが、自己の負担で固有の軍隊を所有できた。唯一の義務は、ローマの危機にさいして補助軍を提供すること、ローマの決定と合致した行動をとることであった。植民市の国制は、ローマの財産政治をモデルに決められた。最古のラテン植民市の割り当て地の広さを知る正確な情報はないが、3-2世紀の情報から想像できるのは、配分地の量はさまざまであっても、ローマの組織を模倣したケンススに基づく政治と軍隊の組織を維持できる量であった、と想像できる。

ラテン植民市の機能についてはトレリは次のような論を展開する。

ラテン植民市は、建設地の真っ只中にある国民を威圧し、街道の要衝を封鎖し、敵の不測の進撃を阻止する役割を果たしたことで、攻撃よりはむしろ防御の要塞であった。カレスは、ローマから非常に遠く離れた、新しい領土の前哨基地、サムニウム人に対抗する要衝の位置を占めた。フレグラエ、スウェッサ＝アウルンカ、サティクラ、インテラムナもすべて反サムニウムという明白な役割をもち、特にフレグラエとインテラムナはリリス河の左岸に位置して、その攻撃的な意図を明瞭に示した。その重要性は、サムニウム戦争においてローマのために果たした役割によっても証明される。ルケリア、ソラ、アルバ、ナルニア、カルセオリ、ペヌシアは、敵サムニウム人を包囲する効果を十分に挙げ、ローマはかれらの抵抗を決定的に打ち破った。けれども、占領地において植民者は苦しい境地に立たされた。土着民との戦闘（例えばカルセオリの推移が証明しているように）に絶えず直面した。土着民の方でも、植民市の制度の現実との激突は避けられなかった（土地の接収、新しい政治的行政的組織、街道の建設）。このような困難が数々あったにもかかわらず、ラテン植民市が最も多く建設されたのは、独特の国制形態を変えないと堅く決意したローマにとって、前進拠点・国境の防衛という要求を満たすのに最上のものと考えられたからである。ラテン植民市の重要な目標の1つ（唯一でないとしても）は、国境の監視であった。そしてまたフラッカロが鋭くも強調したように、「その場で直ちに動員できる小規模の軍隊しか配置できなかつた」国家にとって国境地帯にその国民の一部をいわば分散させることができなかつたので、ラテン植民市は、ローマに必要な軍隊を補助軍の資格で、供給することを可能にした。ラテン植民市はまた、完全市民からプロレタリーに没落した個人を補助軍として利用する手段でもあった。

トレリは、戦略的＝軍事的関心はラテン植民市の基本であった、と言うサーモンの主張は正しいと認めるものの、それが唯一の動機でも、唯一の目的でもなかつた、ということにも留意しなければならないと言う。ベルナルディが、鋭く説得力をもって、領土の増加とラテン人共同体の吸収がもたらした人口増加は、活発な植民活動の誘因になったと主張したことは、認められるとしても、別のローマ社会の要因、4世紀半ばから3世紀始めの経済的および社会的困難という要因も考慮しなければならない。342年のカプアにおける軍隊の反乱は、ローマの下

層階級の甚だしい経済的困窮の状態を示した。借財の問題の重大化を食い止めるため、多くの立法が企てられたのも偶然でない。この借財は、貨幣経済の段階に移る途上にあった当時の経済状況の下で一層重くのしかかった。357年のドゥイリウス＝メネウス法で高利の限界が定められ、10年後に法定利率の最高限度を半分に減らす平民会議決が続いた。342年の軍隊の反乱に関連したゲヌキウスの平民会議決は、利率付き貸し付けの廃止と禁止を決めた。しかしこの議決のもっと合理的な解釈は、共和政末期に周知の、利率を低い限度内に押さえるというものであっただろう。287年に借財の重さに耐え兼ねた平民の4回目の分離があった。さらに負債が借財による隷属の状態を生み出したのは間違いない。326年ないし313年のポエティリウス＝パピリウス法という特別立法によって、法的見地から初めてネクスムが廃止された。貧しい平民は、危機的状況にあった。かれらは階層間の同化からはなにも恩恵を受けなかった。数も多く、経済的＝社会的に苛酷な現実に苦しむこれら貧しいローマ市民（*cives*）が進んでローマ市民権を捨てて植民市に赴いた、としても驚くに当たらない。植民市は、遠くにあり、多くの場合敵意にぐるりと取り囲まれていても、植民者は、市民としての真の威厳と十分な経済的基盤を享受できた。

ラテン植民市は、当時の重要な問題、経済的＝社会的窮乏を人々に訴えるものであったとしても、その究極の目的は、戦略的＝軍事的増強によって、イタリアの領土へローマのヘゲモニーを拡大することであったとして、パトリキ＝平民の支配階級の政治的抜け目のなさを指摘することもトレリは忘れない。プロレタリアー化しつつあった完全市民を予備軍に仕立てること、同時に地方住民を新しい市民として組織化し、植民市の上層階級に加えるという巧妙な政策によって、ローマは、領土を拡大し過ぎることもなく、都市国家の政治的構造を保持できた、と言うのである。トレリはまたラテン植民市が引力の中心、都市生活とラテン語の普及の中心になり、政治的にも文化的にも、同化と統合の力となって、イタリアのローマ化の重要な現象が起こった、とも言う。

植民市建設の動機に経済的な要素をこのように強く主張したのは、トレリの功績と言えるが、軍事的な機能と目的についても決して控え目に見ていない。

コアレリ「フレグラエとリス渓谷におけるラテン植民市の建設」（1979年¹⁰）を、ここで紹介する余裕はない。この論文はリス渓谷のラテン植民市フレグラエの位置の確定を主眼としているが、リス渓谷は古代から現代の高速道路の時代にいたるまで交通の要の位置を占めていることからリス河左岸の植民市フレグラエの戦略的重要性を前提として論じている。

(五)

マルティノ『古代ローマ経済史』（1980年）、第1巻の5章「植民市と土地政策」¹¹は、支配層の農業政策のなかに植民市の建設運動を位置付けるユニークな論である。

イタリアへの拡大の時代のローマの土地政策は、公有地の独占的な処分権を保持しようとするパトリキ貴族の政治的および社会的な要求に沿って行われ、ここにローマの土地政策の最も大きな特徴があった。支配層は、社会的な要求に答えて、ウェーの征服地を配分したように、公有地の一部を土地配分に充てた。しかし、ローマ政府が通常採用した手段は軍事的および社会的目的をもった、ローマ市民の植民市とラテン植民市の建設であった。前者は小規模の植民者数をもって、大抵は戦略的に重要な地点の安全を目的とした。ラテン植民市は、植民という

固有の目的と政治的＝軍事的に重要性をもつ地点に、自治をもち、しかもローマと結び付いた共同体を作る目的をもった。植民市の観念は、イタリア人の間に土地の集団利用を回復する(モムゼン)ことにあったと言うより、新都市国家を生むためであった。そして植民市の配分地はくじによって個人の私有財産にされた。

次にマルティノは、ローマの歴史に現れた植民市建設の具体的な過程における問題を次のように指摘する。

リーウィウスは、王政時代のフィデナエ以下多くのローマの植民市が内陸と沿岸の要衝に建設されたことを、その歴史の最初の10巻に記している。しかしこのリストは、209年のラテン植民市に関するかれの別の別のリストと矛盾する。かれがローマ市民の植民市と述べた6植民市、シグニア、ノルバ、セティア、キルケイ、アルデア、ネペトがラテン植民市として挙げられているのに反し、フィデナエ、ウェリトラエ、ラビクム、ウィテリア、サトリクム、アンティウムが含まれていない。この矛盾を説明するために、サーモンはリーウィウスが初期のローマ人の植民市として挙げたのは、ラテン同盟によって、カッシウスの条約とラテン同盟の解消との間(490/485年～338年)に建設された植民市であったのではないかと推定すると同時に、ラテン植民市にはローマ人の分遣隊もいたので、ローマ人の公式記録は、この植民市をローマ人の植民市と覚えていた、とする。残念ながらこの巧妙な仮説を支える史料は、ほとんどない。一つの手掛かりがリーウィウスが伝えるサトリクムに2,000人のローマ市民が送られた事実のなかに認められるかもしれない。この植民者の数は、ローマ市民の植民市よりむしろ新しい型のラテン植民市に相応しい、と思われる数字ではあるが。

マルティノは以上のように、ローマ人はすでに5-4世紀半に、ラテン同盟との共同の植民市の建設ではなく、独自の植民活動を行ったのではないかと考える。338年以前にラテン同盟が植民市建設に介入したという痕跡は全くないし、ローマ人の植民市は、338年以後に建設されたローマ市民の植民市 *coloniae maritimae* と非常に異なる、というのがマルティノの論拠である。しかしマルティノは比較的古い時代の植民市建設については、それ以上言及せず、より重要な植民市はいわゆるラテン植民市である、と述べて次のような考察を展開した。

ラテン権をもち、土地の耕作を目的とした植民市を建設する政策は、4世紀の後半から第2ポエニ戦争の終了までが発展期で、第2ポエニ戦争終了後は二、三の建設を見ただけであった。4世紀の第1四半期(385年～382年)にいくつかの建設があったものの、334年にカンパニアに建設されたカレスをもって再開されたラテン植民市こそ注目すべきである(273年のパエストゥムまで15市)。268年のアリミヌムの建設でもって、ラテン植民市に新しい局面が始まった。264年、ピケヌムにフィルムムが、241年、ウンブリアにスポレットが建設された。南方では268年のサムニウムのベネベントゥム、263年のアエセルニア、246年のプリンディンが建設されたように、ラテン植民市はローマの威勢が幅を利かせていたイタリアのあらゆる地域に広がった。植民市は、非常に多数の植民者を擁したことから、植民の目的をもったのは明らかであるが、政治的＝戦略的な目的に従ったことも否定できない。

次にマルティノは、ローマ市民の植民市とラテン植民市の区別、とりわけ何故配分地に違いがあったかを明らかにする。ポエニ戦争以前の配分地は、きわめて少ない。この戦争後、ローマ市民の植民市の配分地は、10ユゲラを越えることはなく、通常5ユゲラまたはそれ以下であった。植民市毎の違いの理由は何か。ペーロッパホやサンクティスなどは、ラテン植民市に与えられた広い土地は、ローマ市民権を失いラテン権を受け入れたローマ人に報いるため、と言う

が、十分説明していない。ラテン植民市は、ローマから遠く離れていたため、政治的権利の行使は問題にならなかったとしても、ラテン植民市を国家として承認した新しい条件は、市民の自治を認めたので、すでに十分報われた。パイスはラテン人の好意を勝ち取る試みがなされた、あるいは公有地は多少利用できた、あるいは放牧地はなかった、と言っている。なるほど公有地の制度にも違いはあったであろうが、しかしラテン植民市の市民に公有地の使用が禁じられたという証拠はない。ポンファンテのローマ市民の植民市は、土地制度が私有財産ではなく公有地に基づいたローマと同じ原則に立ったという主張はさほど価値がない。デュカティは、後の時代について検討し、ローマ市民の植民市には私有財産と公有財産との区別が持続したと考えた。けれどもラテン植民市に割り当てられた領域は、ポロニアの場合、明らかに自由に使える全土地と比べて小部分であった。ティビレッティは、非常に広い配分地は、配分者をケントゥリア制度のより高いクラスへ割り当てることを伴ったから、不適当と思われた、と言う。しかしかれは、自治権をもつラテン植民市は、クラスに基づく植民者の区分を要求したのに対し、ローマ市民の植民市は、慣習的な形で公有地の利用を、おそらく植民市の放牧地として要求したと指摘した。

マルティノは以上のように諸見解を紹介して、次のようにかれ自身の考えを述べる。

なるほど公有地はその占有が認められておらず、ager quaestorius 又は ager scriptuarius の形で国家が管理した反面、ローマ市民の植民市は公有地を利用できたし、この植民市は、土地を未耕のままにしておくような制度ではなかった。しかしこれは配分地の多様性を説明するのに十分でない。区別の根本的な理由はローマ市民の植民市が軍事的な性格に、つまり戦略的に重要な海岸の恒常的な守備隊として、敵の不測の侵入からローマの領土を防衛する性格に求められる。植民者は、兵士として広い土地を持てなかった。なぜなら耕作の仕事は軍事的任務とは両立しなかったからである。それにしても割り当て地の広さの大きな違いは何故か。リーウィウスは、第2ポエニ戦争以後のラテン植民市の配分地については詳細に伝えているが、ハンニバル戦争以前ラテン植民市の配分地の広さは明らかにしていない。ローマがパダヌス平原やアプリアのような広大な領土を自由にできる以前に、ローマ人は広大な割り当て地の配分は不可能か、不適当と、思ったとしか考えられない。確実な区別は、植民者の数と植民市の構造上の違いに関するものでしかない。そしてまた第2ポエニ戦争以後の新しい経済の現実には、植民者の素朴な生活手段である農業を生産物の交換と戦争後の都市化によって人口が増加したローマ市への供給に向かう農業に変えたということも否定できない。

要するにマルティノは第2ポエニ戦争後植民市の割り当て地が多くなったのは、農業の構造変化が起こったためであると示唆する。そして植民市の土地政策を締めくくるにさいし、土地政策が政治的＝軍事的目的と経済的＝社会的目的に向かったのであり、ローマの指導層と平民大衆との間の意見の相違はなかった、と主張する。平民は、遠く離れた未知の、何時も友好的とは限らない土地に定住することを、諦めをもって、過度の熱狂もなしに受け入れたと想像される。その証拠は、植民市に援軍を送る要請は概ね受け入れられたことにある。この現象がどの程度広がった分らない。しかしカレスへの新しい植民者の派遣について、リーウィウスは沈黙しているが、碑文から明らかである。プラケンティアとクレモナからの要請も知られている。ここの古い植民者は病氣、つまりマラリアとガリア人との同居に嫌気がさして土地を放棄したからである。ナルニアとコサもまた補充を求めた。始めは拒絶されたが、次に受け入れられた。補充はウェヌシアとカストゥルムにも必要だった。ハンニバル戦争以後に建設された別

の植民市は、これから見るように、直ちに人口が減少した。けれども植民政策が拒否されたという情報はない。植民政策は、ノービレス貴族層に指導されたものであり、植民市の建設は元老院議決でもって決定された。平民の決定はその後に必要とされたにすぎない。植民政策は、貴族層権力の支配を免れなかった。たしかに海岸に置かれたローマ市民の植民市（ミントゥルナエ、シヌエッサ）において、募兵に対する嫌悪があったことをリーウィウスははっきりと証言している（X 21, 10）が、それ以外では、伝統的な方法には外れた、元老院が公有地の配分に直接の主導権を握れなかった時にのみ対立があった、と思われる。民主派の首領、小農民の代弁者クリウス＝デントトゥスの土地配分は最初の例である。もっとも重要な例はフラミニウス。かれはクリウス・グラックス兄弟と並ぶ民主派で、征服地から一人7ユゲラの土地を、一家族を養うに十分と考えて、平民に割り当てた。しかしかれは過激な政策を行ったのではなく、元老院の支配に反対しただけであった。次にこのような民主派の指導者フラミニウスと元老院との衝突の原因はなにか。フラッコロは、当時処分可能な広大な公有地があり、元老院は寛大に配分したと指摘して、対立の動機は、国制についてノービレス貴族層とずれがあった点に求めるべきであると言う。この拡大に、まず市民国家の構造を変える恐れと、次にローマ市民が居住する領土の拡大の危惧を感じたノービレス貴族層は、異なる国家を目指す新しい指導層の要求と見て取ったというのである。しかしエルンスト＝マイヤーが、241年ローマ市民権はサビナ人とピケヌム人に譲渡され、都市国家の枠組は凌駕された、と指摘したように、ノービレス貴族層はいつも都市国家の危機を予見できるほど、先見の明があったのではないのだ。かれらは1世紀になってやっと都市国家の危機を知った（カッソラ）と言える。グラックス兄弟の時代の出来ごとが示しているように、ノービレス貴族層は共和国の危機の原因に気付いていなかった。この危機は単に領土とローマ市民権の拡大のためばかりではない。

最後にマルティノは、植民市において植民者の家族の自給自足の生活を支える農業を可能にできる配分地の拡大があった時代に初めて生産物の販売のための大規模な農業の基礎が置かれ、とりわけ果樹栽培の普及は、ポエニ戦争に続く組織的な奴隷制の時代にその淵源をもつとし、イタリアにおける果樹栽培とその製品の歴史をたどるがここに紹介する余裕はない。

（六）

3世紀半ばに、ラテン植民市の権利の縮小があったとする見解は、モムゼン以来たびたび主張されてきた。この問題は、上に紹介したイタリアの研究において特に目新しいことは、なにも主張されなかった。筆者はすでにモムゼン以来の見解を取り上げてみたことがある¹²。そこで筆者は、この時期にラテン植民市に権利の変化があったとは認めがたい、と言うことを述べた。しかしながらこれは研究の中間報告の域をでるものではなく、十分でなかった。しかも最近もキケロの言う「アリミヌムの権利」ないし「12植民市の権利」は、依然として議論の対象になっている。最後に、この問題についてのガルステレルとハントスの見解を取り上げてみたい。

ラテン植民市が独自の方式で兵役に適した市民のリストを作成し、市民に課税したように、ラテン植民市の独立性は強かった、ということはモムゼン以来広く認められてきた。これ自体を立証する直接の史料はないが、この見解は間接ながら次の事実に基づいている。209年に12の植民市がローマから軍隊の提供を求められたが、実行しなかった。204年になってこの12の植民市は、ローマのケンヌスの規制の下に置かれた、つまりローマの要求には必ず従うことを

余儀なくされた。この事件は、ラテン植民市の地位の変化を最もよく示す証拠と考えられている。しかし、モムゼン以来この12の植民市とは別のグループの12植民市があったことがキケロの文章に基づいて、主張されてきた。それは「アリミヌムの権利」を持つ植民市で、モムゼンによって劣格の地位を持つ植民市と規定された。つまり貨幣鑄造権と移住自由権の2つにおいてそれまでの植民市とは違う地位に置かれた植民市とみなされる、という主張である。けれどもモムゼンに反対する意見は、古くはペーロッパホによって、また新しくはサーモンによって、おのおの異なる主張がなされてきた。ペーロッパホは植民市の地位の低下はなかったと言い、サーモンは、キケロが挙げる12植民市はアリミヌムを含み、最も優遇された植民市であったとし、劣格の植民市は、265年のフィルムムから218年のクレモナ・ブラケンティアまでの6植民市で、移住自由権を奪われたという点で地位の低下があった、と主張した。¹³

ガルステレルは¹⁴、ラテン権の内部における等級があったと断言できるか、いわゆる「アリミヌムの権利」によって、ラテン植民市には、より有利な権利をもつもの、ないしはより劣った権利の植民市があったと考えられるか、ということの問題にする。「アリミヌムの権利」に関する唯一つの史料、キケロ『カエキナ弁護論』102によると、スラはエトルリア人のマリウス支持者の処罰の過程で、ムニキピウムのアレティウムとボルテルラの市民から市民権を剥奪し、かれらの土地を公有地と指定した。この演説でキケロはまた、ボルテルラ市民の相続請求権を主張している。キケロの論証は、第1にこの市民権の剥奪自体、有効性をもたず、ローマにおいてスラの時代でさえ無視されていたであろうという内容である。この剥奪が合法であったとしても、これはかれの被護民の要求に係わりはなかった。スラ自身、ボルテルラ人の *nexa atque hereditates* を侵害されないものとしたからである。このテキストの *nexa* がいかなる意味をもったにせよ、*nexa* は相続権だけに関連した。「相続を行うことができた (et hereditates capere potuisse)」は、「アリミヌムの権利」に対する追加の特権ではなく、*nexa* の理由である。結論として、アリミヌム市民はローマ人から相続することができた12のラテン植民市のグループに属した、と言える。このグループは、建設された順序に並んでいないし、植民市の間で、この相続権以外の権利が共有されたこともない。「12植民市の権利」は、法律行為をともなう相続権のみを示し、この点でだけアリミヌムは償いを受けた。何故スラが「アリミヌムの権利」をボルテルラ人のために選んだかは不明である。キケロの文章から、アリミヌムを含む268年前後に建設された「12植民市」が、それ以前ないし以後の植民市と比較して、有利な権利をもったのか、不利な権利をもったか、なにか広範な結論を引き出すことはできない。

ハントスは¹⁵、ガルステレルのキケロの本文の解釈は満足すべきものと認める。つまりキケロの一節から、特別の権利（有利なものであれ、不利なものであれ）をもつ12の植民市があった、と見ることはできないし、またキケロは別の12植民市のグループがあったとも語っていないことは明らかに認められ、したがって「12植民市の権利」は、たとえキケロの本文に一つの訂正を加えなければならないとしても、209年にローマに反抗し、204年になって処罰された12の植民市に強制された権利であった、と考えられる。スラはマリウスの支持者に対する処罰の過程でアレティウムとボルテルラから市民権を剥奪したが、2つの都市に軍事と外交における行動の自由は十分に認めた。この自由は204年に処罰を受けた12の植民市にも与えられた。スラは自らの身を守るために兵役適格者に対する支配と干渉を保持したに過ぎなかった。植民者になることによってラテン人にされた元ローマ人に関し、個人の権利は広範な均一性が保たれていた。これに対し、12植民市は例外であった。このグループは、国家の活動領域、つまり市民の

リストの管理とケンススのクラシス構成に関する基準は、直接ローマの指導と支配の下に作成された。これがやがて広範に与えられるようになると、ラテン権（*ius Latii*）という権利の総体が生まれることになる。12植民市の権利は、ラテン植民市とその市民にラテン権が与えられる前提を成した。以上がハントスの見解である。キケロの文章から、特別の権利をもって扱われた12のラテン植民市があったとは想定できないとすると、「12植民市の権利」とは、リーウィウスが伝えるハンニバル戦争中に起こった植民市の反抗に係わった12のラテン植民市に与えられた権利ということになるのは当然と言える。しかしこの見解には1つの重大の難点がある。それは209/204年の12植民市にはアリミヌムが含まれていないということである。そこですでにベーロホなどが考えたように、キケロの文章のなかの *Ariminenses* を *Ardeates* に訂正して読むという解決法があり、ハントスもこれに従っている。

しかしこれに対してプリスコウはハントスの著書の書評において¹⁶、この見解はデスペレイトであると言う。プリスコウの短い評言を敷衍すると、キケロはたしかにアリミヌムの名を挙げているが、この植民市は、209年の謀反の12の植民市に入っていないし、3世紀後半から2世紀にかけて建設された植民市は、アリミヌムを含むと13となり、キケロの文章には明らかに混乱がある。このように古くからの問題は、依然として解決されていない。

以上の研究を概観してみて、いくつかの特徴があるのに気付く。まず第1に植民市の目的と機能について、ローマ人は軍事上の目的と機能を非常に重要視したと見る考えが圧倒的である、ということである。もっとも経済＝社会的動機を認める考えは最近多くなってきていることも事実であるが。第2にクリウス＝デントゥスやフラミニウスの土地配分政策が伝統的な元老院の植民市建設とはきわめて異なる性格をもった政策であった、という指摘である。これはローマの植民市の目的がどこにあったかということをも明らかにするとき見逃せない点である。第3に、多くの研究がグラックス兄弟の時代で終わっているが、その改革を革命的と見ていないことである。グラックス兄弟の改革は、ローマ史の重要な出来ごとであったことは、疑いない。伝統的な歴史ではグラックス兄弟の改革は、それまでの元老院支配の行き詰まり、共和政の危機を克服する改革と見られてきた。結果的には次の内乱の1世紀の幕を明けたことになるように、ローマ史の1つの画期とみなされてきた。しかしこのような見方は正しいと言えるだろうか。グラックス兄弟の改革は、あくまでも元老院階層の内部から提起された改革で、この意味では決して新しい時代の幕明けを告げるものではなかったのではないかと考えられる。2世紀になるといろいろの意味で共和政は行詰まりを見せ、改革を迫られていたであろう。植民市建設の不振はその1つの表れと見てよいかもしれない。しかし結局は、2世紀は変革の時代になりえなかったと考えてよい。共和政の復活にせよ、別の政体への変革にせよ、新しい動きが定着することはなかった。グラックス兄弟の改革もこのように評価できるのではないか。なんらかの新しい動き、われわれが目向けなければならない時代は、1世紀、それもこの世紀の後半ではなく、前半の20年余りの間ではないだろうか。この時期の改革、いや独裁政や暴力的な政策を経て真の共和政の変革がなされたと思われるのである。すでに長谷川博隆氏がこのような問題意識で2～1世紀の歴史を概観している¹⁷。長谷川氏はグラックス兄弟、特にガイウスの諸改革は「真正の意味での元老院支配の回復を目指すもの」とし、ドルススの改革の失敗を「軍隊の力が彼に欠けていたのが致命的」と見、スラ・キンナともに同じ改革路線にあった、と見る。そしてスラがイタリア問題にどう取り組んだかを具体的に述べて、「(スラは)支配領

域としてのイタリアを1つのものとして確立した。植民＝イタリアのローマ化と並行する試みといえよう」と結論する。筆者は基本的にこのような見方に賛成するものであるが、なお1世紀の植民事業、とりわけスラがエトルリアをはじめ至るところで都市を征服し、土地を没収し、そこに老兵を入植させた、あの大規模な暴力的な政策は、2世紀以前にはみられなかった、と理解したい。いずれにせよローマの植民市建設の意義と1世紀における変化を明らかにするには、共和政全体の植民政策を扱わなければならないだろう。その意味でこの研究史の試みも一助になればとおもう。

註

- 1) 史料はリーウィウスである。ラテン植民市については、XXVII 9,7; 10,7; XXIX 15,2; ローマ市民の植民市については、XXVII 38,2; XXXVI 3,5.
- 2) 前稿、『愛媛大学教育学部紀要』第Ⅱ部 人文・社会科学 第18巻 昭和61年2月、77-97を参照。
- 3) Liv. V 30,8にある、ウェイーの土地を配分するにさいして7ユゲラが割り当てられた記事に基づく。しかしL. Ross Taylor, *The Voting Districts of the Roman Republic* (Roma, 1960), 48は誇張と言う。
- 4) 前稿参照。
- 5) サーモンについては、筆者の書評、「Salmon, E.T.: *The Making of Roman Italy*. Thames and Hudson, London, 1982」、『西洋古典学研究』XXXIII 1985, 114-117を、ハントスについてはJ. Briscoe, *CR N.S. XXXV* 1985, 133-135を見よ。
- 6) P. Fraccaro, "L'organizzazione politica dell'Italia romana," *Atti del Convegno Internazionale di Diritto Romano*, Roma 1933, vol. I Pavia 1934=P. Fraccaro, *Opuscula I* (Pavia, 1956), 103-114.
- 7) A. Bernardi, "Incremento demografico di Roma e colonizzazione latina dal 338 a.C. all'età dei Gracchi," *Nuova Rivista Storica* XXX 1946, 272-289.
- 8) Marina R. Torelli, "Il problema storico della più antica colonizzazione latina." *Archeologia Laziale* II 1979, 193-196.
- 9) トレリは次のような例を挙げている。パエストゥム、ブルンディシウム、ブラケンティア、そしておそらくベヌシアがその例を示していると思われる。土着民が真の植民者として、法的条件を得て、植民市にいた、と思わせる例は、A. La Regina が公刊した Aesernia の碑文、さらにもっと最近の Augusta Praetoria(CIL, 6753) の碑文に見える Samnites incolae の例を思い出すだけで十分だろう。他方リーウィウスはヨサが197年に受けた増強に関連して、外国人がこの増強に貢献した、と記録している(XXXIII 24,8)。
- 10) Filippo Coarelli, "Fregellae e la colonizzazione latina nella valle del Liri," *Archeologia Laziale* II 1979, 197-203.
- 11) F. De Martino, *Storia economica di Roma antica* (Firenze, 1980) I, 35-44.
- 12) 「共和政ローマの植民市とローマ市民権」、『ヨーロッパ史における国家と中間権力と民衆に関する総合研究』。昭和60年度科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書(研究代表者長谷川博隆名古屋大学文学部教授), 5-15.
- 13) 詳しくは拙稿「共和政ローマの植民市とローマ市民権」。
- 14) H. Galsterer, *Herrschaft und Verwaltung im republikanischen Italien. Die Beziehungen Roms zu den italischen Gemeinden vom Latinerfrieden 338 v. Chr. bis zum Bundesgenossenkrieg 91 v. Chr.* (München, 1976), 90-91.
- 15) Th. Hantos, *Das römische Bundesgenossensystem in Italien* (München, 1983), 128-129.
- 16) J. Briscoe, *CR N.S. XXXV* 1985, 134.
- 17) 長谷川博隆「内乱の一世紀」『岩波講座世界歴史2』1970, 290-316 特に297-311.

(昭和61年10月11日受理)